

令和 6 年 9 月
令和 6 年第 3 回 栃木市議会定例会
議案説明書

栃木市

番 号	件 名	
報告第11号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
報告第12号	令和5年度栃木市継続費精算報告書	別冊
報告第13号	令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	別冊
報告第14号	一般財団法人栃木市農業公社の令和5年度事業状況報告書の提出について	別冊
議案第73号	令和6年度栃木市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第74号	令和6年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第75号	令和6年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第76号	令和6年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第77号	栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	5
議案第78号	栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	8
議案第79号	栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第80号	工事請負契約の締結について（東郷堀川調節池整備工事）	18
議案第81号	財産の取得について（公共施設（10施設）LED照明器具）	22
議案第82号	財産の取得について（（仮称）都賀総合支所複合施設設備品（事務用品））	24
議案第83号	財産の貸付けについて	25
議案第84号	栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	28
議案第85号	令和5年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	32
議案第86号	令和5年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について	34
議案第87号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（佐山和江氏）	36
議案第88号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（白井春江氏）	38
議案第89号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（大阿久功子氏）	40
議案第90号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（石塚和子氏）	42
認定第2号	令和5年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第3号	令和5年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第4号	令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第5号	令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算 の認定について	別冊

認定第 6号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 7号 令和5年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 8号 令和5年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 9号 令和5年度栃木市水道事業会計決算の認定について	別冊
認定第10号 令和5年度栃木市下水道事業会計決算の認定について	別冊

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参考条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする

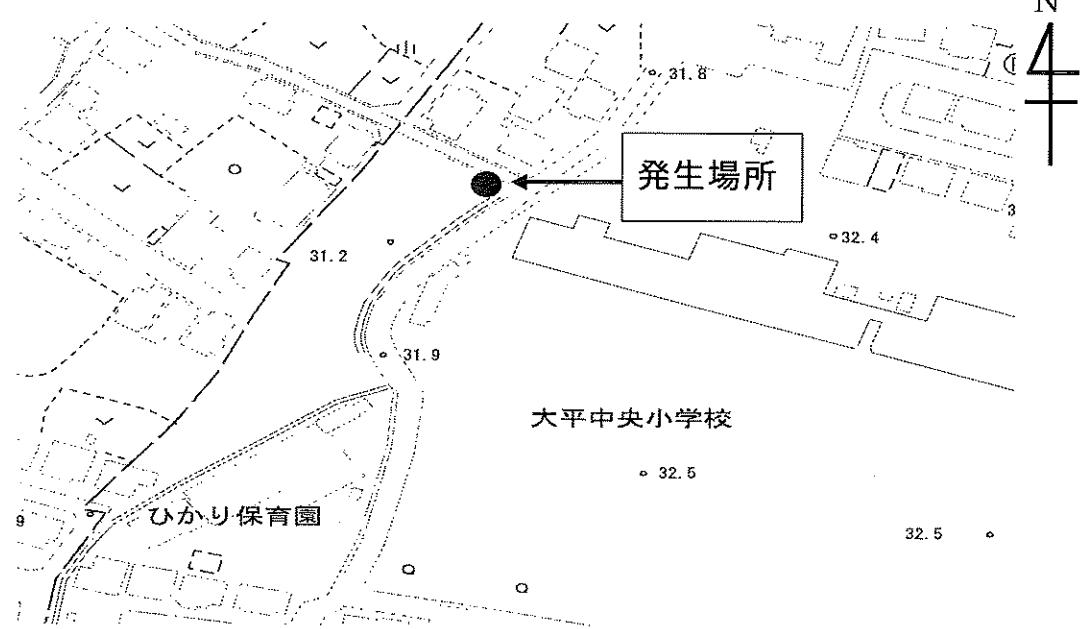
記

1 1 件 100 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

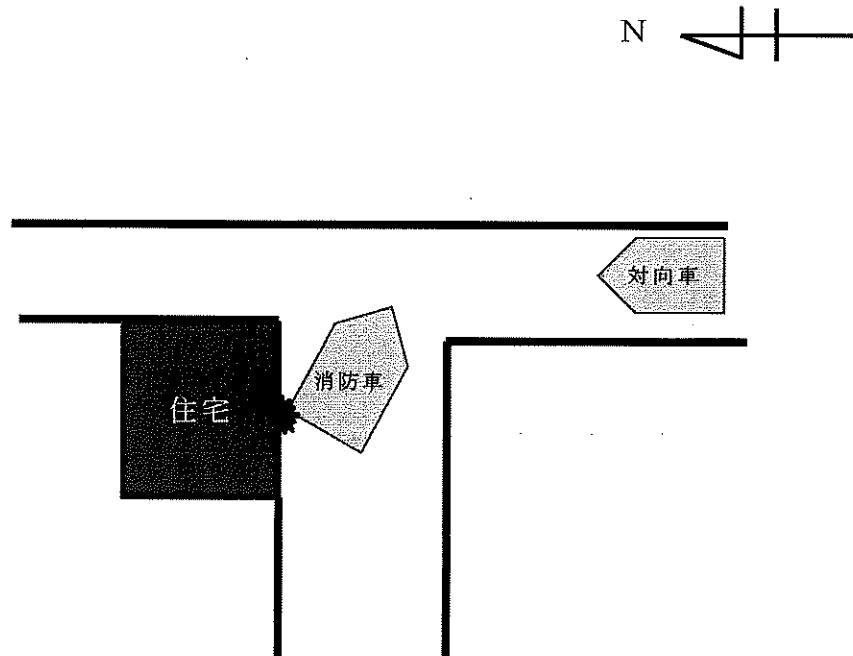
2 以下略

専決第7号

【事故発生場所】



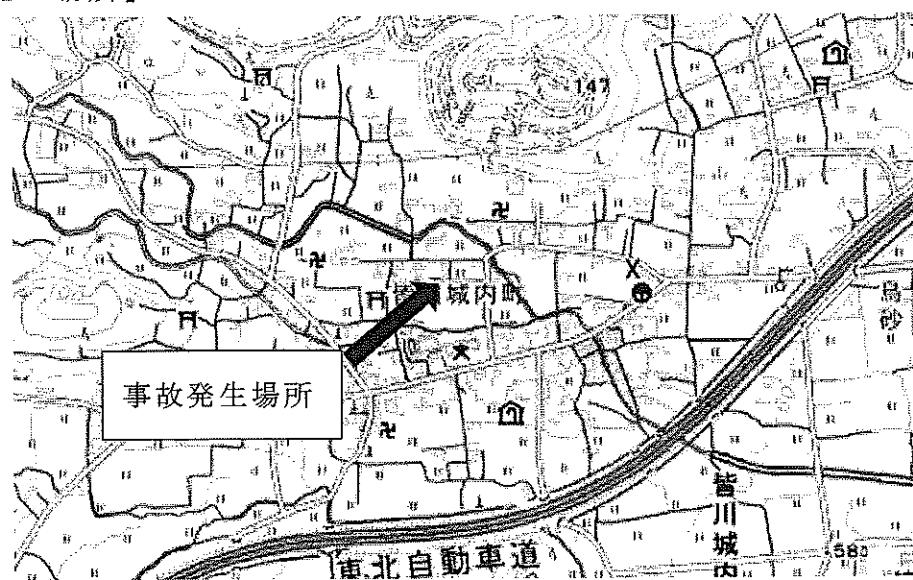
【事故発生状況】



広報活動の巡回中に丁字路を右折していたところ、北進を目的とする対向車が現出。道路は見通しが悪く狭隘なためすれ違うことができず、消防団車両は進路を譲ることを目的に後退したが、後方にある住宅との距離を見誤りブロック塀に車両左後方部を接触させ損傷させた。

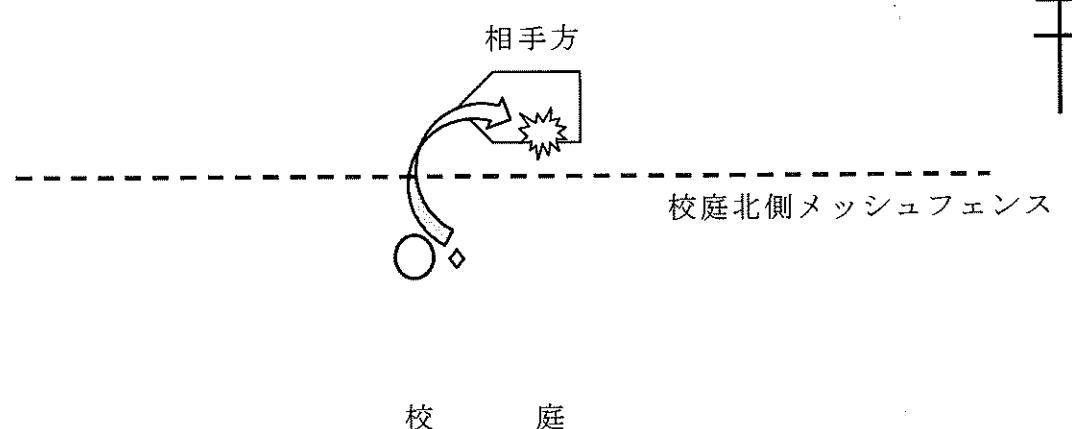
専決第8号

【事故発生場所】



国土地理院 HP (<http://www.gsi.go.jp/index.html>) より

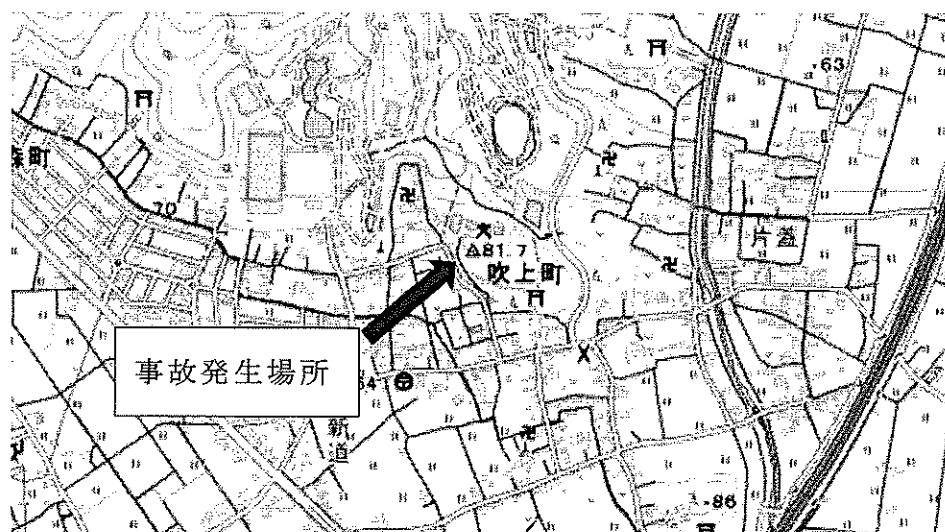
【事故発生状況】



6月6日午前11時頃、学校敷地内の草を草刈り機で刈っていたところ、草刈り機が石をはじき、隣接する敷地に駐車していた車の窓ガラスにあたり破損させた。

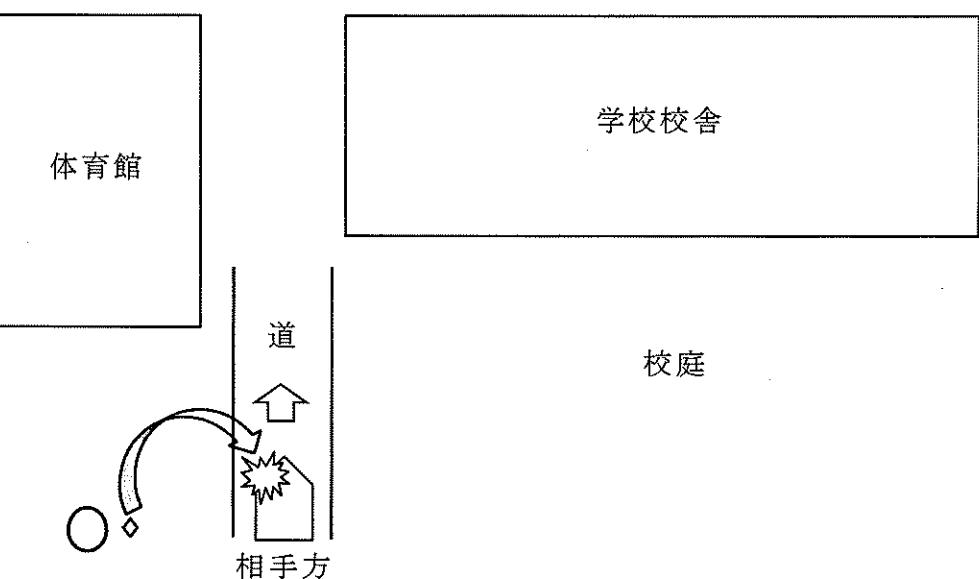
専決第9号

【事故発生場所】



国土地理院 HP (<http://www.gsi.go.jp/index.html>) より

【事故発生状況】



5月14日午前8時頃、学校敷地内の草を草刈り機で刈っていたところ、草刈り機が石をはじき、相手方の車の窓ガラスにあたり破損させた。

(子育て総務課)

議案第 77 号

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

児童手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

特例給付に係る規定を削ること。（別表第 2 関係）

[参照条文]

地方自治法抜粋

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議案第77号（子育て総務課）

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す

現	行	
別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報
1～10 略	略	略
11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
12～14 略	略	略

る条例

改 正 案

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1～10 略	略	略
11 市長	生活に困窮する外国人に対する 生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
12～14 略	略	略

議案第78号

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に準じ、所要の改正を行う必要が生じたため、
栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額を改めること。
(第4条関係)
- 2 選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を改めること。
(第8条関係)
- 3 選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額を改めること。
(第11条及び第12条関係)

[参照条文]

議案第77号と同じ

議案第78号（選挙管理委員会事務局）

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正す

現	行
(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)	
第4条 栃木市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。	
(1) 略	
(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額	
ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>1万5,800円</u> を超える場合には、 <u>1万5,800円</u> ）の合計金額	
イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約（以下「燃料供給契約」という。）である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約（燃料供給契約に限る。）に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、 <u>7,560円</u> に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）	
ウ 略	
(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)	
第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該	

る条例

改 正 案

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 栃木市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。

(1) 略

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいづれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約（以下「燃料供給契約」という。）である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約（燃料供給契約に限る。）に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該

現	行
	<p>契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者の申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>
	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、前条の規定による届出をした候補者が前条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合は、<u>7円51銭</u>とする。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
	<p>(選挙運動用ビラの公費負担の限度額)</p> <p>第12条 第9条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た額とする。</p>

改 正 案

契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 市は、前条の規定による届出をした候補者が前条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合は、7円73銭とする。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの公費負担の限度額）

第12条 第9条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た額とする。

(監査委員事務局)

議案第 79 号

栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市監査委員に関する条例の一部改正

引用条項を改めること。 (第 2 条関係)

2 栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

引用条項を改めること。 (第 6 条関係)

[参照条文]

議案第 77 号と同じ

議案第79号（監査委員事務局）

栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部

現	行
【栃木市監査委員に関する条例の一部改正】	
(請求及び要求による監査)	
第2条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに <u>法第243条の2第3項</u> の規定による監査の要求があったときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。	
【栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正】	
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	
第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2第8項</u> の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	

を改正する条例

改 正 案

【栃木市監査委員に関する条例の一部改正】

(請求及び要求による監査)

第2条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の8第3項の規定による監査の要求があったときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。

【栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正】

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

議案第 80 号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市薦部町2丁目6番6号牧田・富田特定建設工事共同企業体代表者株式会社牧田工務店代表取締役牧田巧と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規

定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工 事 名 東郷堀川調節池整備工事

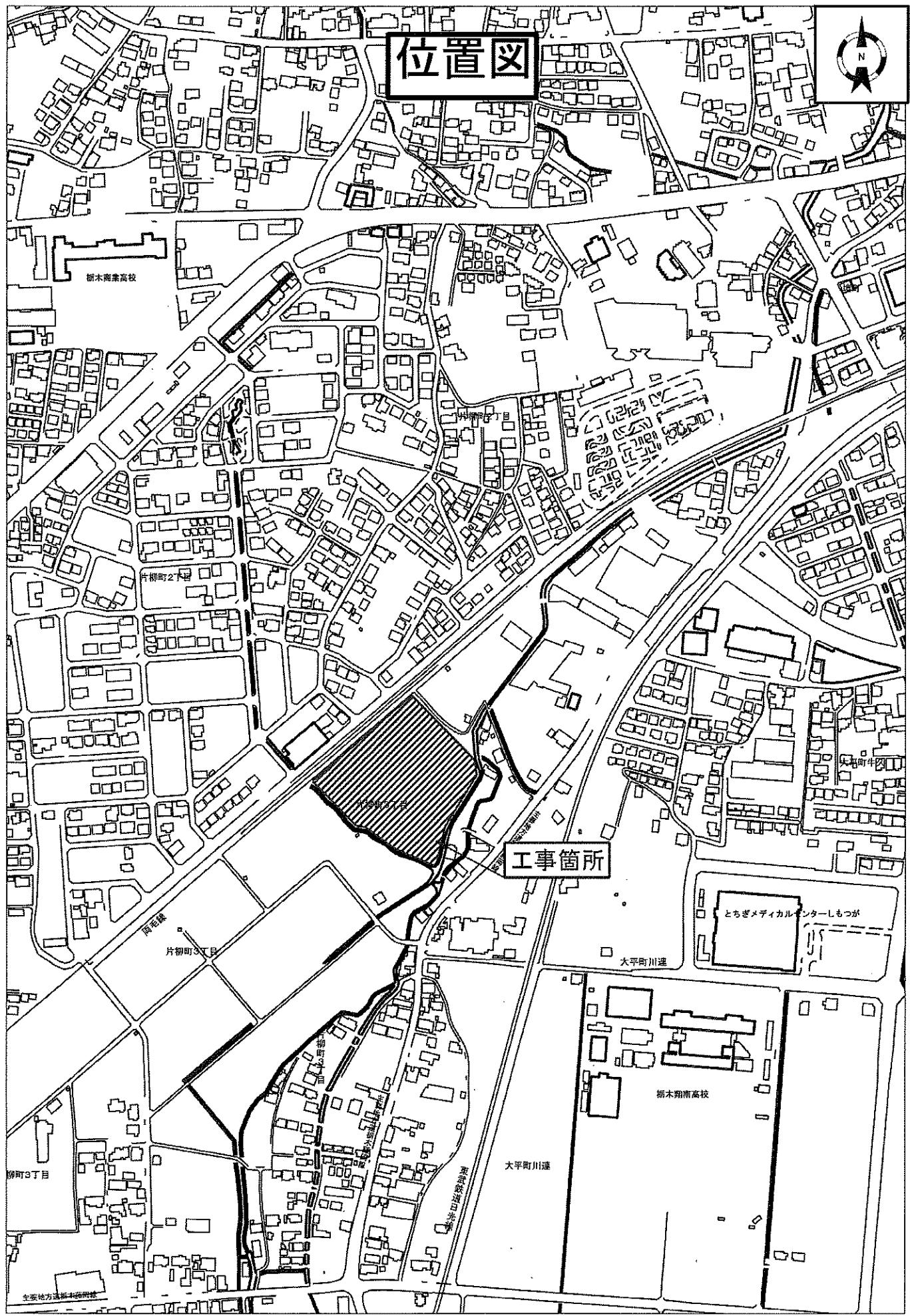
工事場所 栃木市片柳町 3 丁目地内

工事概要 調節池整備

- ・設置面積 12,600 m²
- ・最大貯留量 6,345 m³

主な工種

- ・コンクリートブロック積工 897 m²
- ・護床工（池底コンクリート） 1,253 m³
- ・舗装工 748 m²
- ・流入施設工 1式
- ・排水施設工 1式



1/5000

0

200m

(行財政改革推進課)

議案第 81 号

財産の取得について

提案理由

公共施設の省エネルギー化を進めるため、公共施設（10施設）LED照明器具を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さ

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

（参考）

取 得 財 産 公共施設（10施設）LED照明器具

取 得 施 設 西方総合文化体育館

大平総合支所

いわふねフルーツパークセンター

真名子夢ホール

大平地域福祉センター

大平学校給食センター

都賀学校給食センター

下野国序跡資料館

大平みなみ児童館

部屋地区公民館

取 得 方 法 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約

（契約期間満了後の無償譲渡）

設 置 期 間 契約締結日から令和7年2月28日まで

賃貸借期間 令和7年3月1日から令和17年2月28日まで（10年間）

(都賀地域づくり推進課)

議案第 82 号

財産の取得について

提案理由

(仮称) 都賀総合支所複合施設に栃木市役所都賀総合支所及び栃木市都賀公民館を移転するに当たり、必要な事務用品を購入することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第 81 号と同じ

(危機管理課)

議案第 83 号

財産の貸付けについて

提案理由

栃木市コミュニティ FM 放送局「とちぎシティエフエム」の運営事業者であるケーブルテレビ株式会社に、栃木市観光情報物産館内に整備してある栃木市コミュニティ FM 放送局演奏所及び設備一式を貸し付けることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

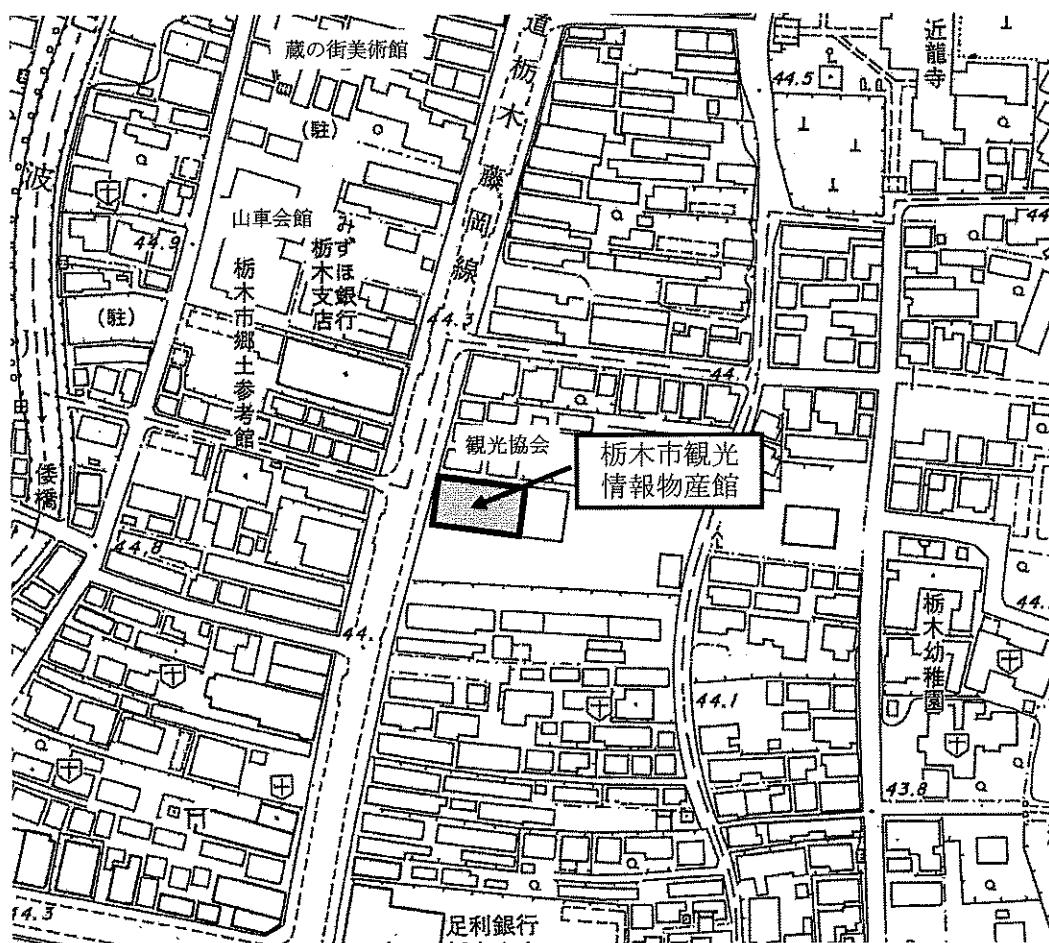
第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) 以下略

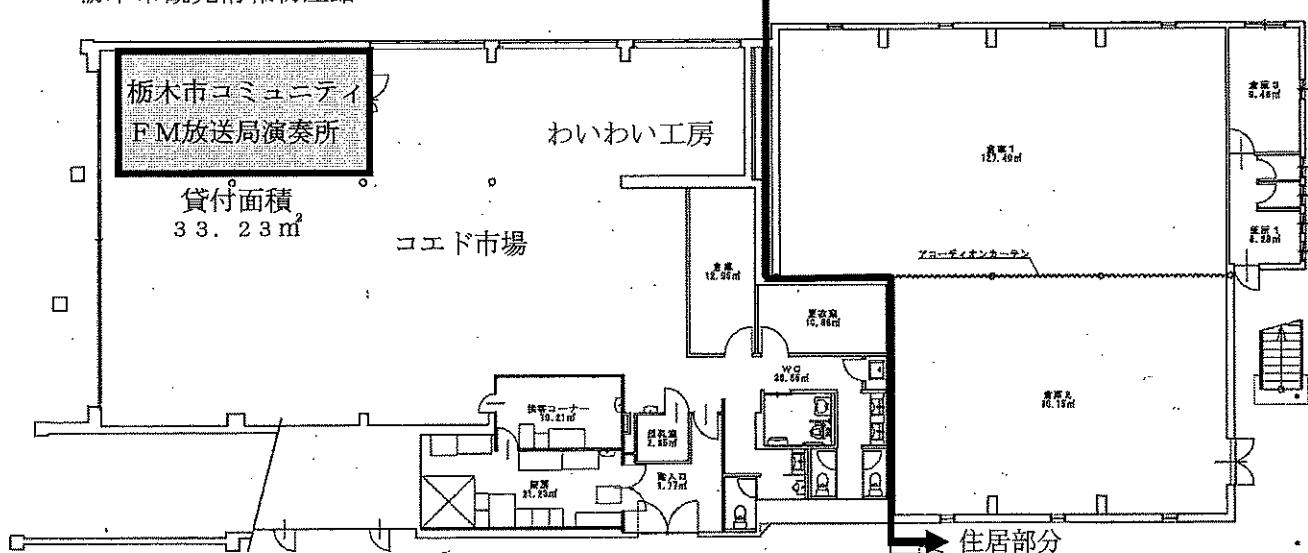
建物位置図



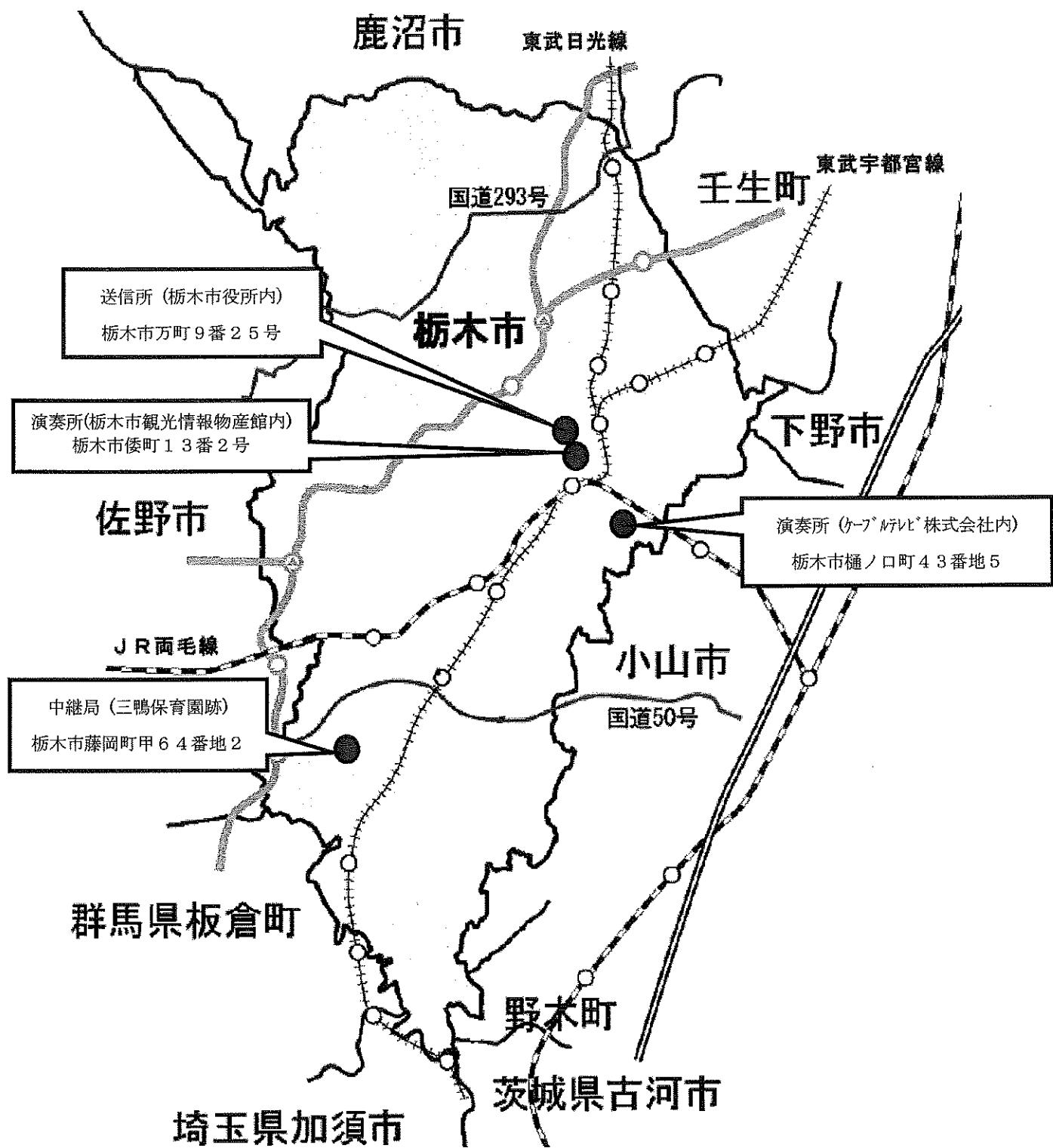
貸付箇所図

栃木市観光情報物産館

→ 住居部分



設備等位置図



(保険年金課)

議案第 84 号

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行により、令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証等が発行されなくなることに伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めること。

（別表第 1 関係）

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 6 号若しくは第 9 号に掲げる事項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により広域連合が新たに事務を

処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 以下略

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第84号（保険年金課）

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

現	行
別表第1（第4条関係）	
○被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	
○ <u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u>	
○ <u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u>	
○医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	
○保険料に関する申請の受付	
○上記事務に付隨する事務	

- 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 保険料に関する申請の受付
- 上記事務に付隨する事務

改 正 案

別表第1（第4条関係）

- 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 資格確認書等の引渡し
- 資格確認書等の返還の受付
- 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 保険料に関する申請の受付
- 上記事務に付隨する事務

(上下水道総務課)

議案第 85 号

令和 5 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

令和 5 年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金 452,307,242 円のうち 211,919,839 円を資本金に組み入れ、240,387,403 円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

地方公営企業法抜粋

（剰余金の処分等）

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 每事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 以下略

令和5年度 栃木市水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	12,943,912,691	31,517,592	452,307,242
議会の議決による処分額	211,919,839	0	△ 452,307,242
資本金への処分	211,919,839	0	△ 211,919,839
減債積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△ 240,387,403
処分後残高	13,155,832,530	31,517,592	(繰越利益剰余金) 0

(上下水道総務課)

議案第 8 6 号

令和 5 年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

令和 5 年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金 1 7 0 , 8 1 3 , 2 5
6 円のうち 1 1 6 , 4 0 0 , 0 0 0 円を資本金に組み入れ、 5 4 , 4 1 3 ,
2 5 6 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 2
7 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるも
の。

[参照条文]

議案第 8 5 号と同じ

令和5年度 栃木市下水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,895,744,895	213,396,935	170,813,256
議会の議決による処分額	116,400,000	0	△ 170,813,256
資本金への処分	116,400,000	0	△ 116,400,000
減債積立金の積立	0	0	△ 54,413,256
建設改良積立金の積立	0	0	0
処分後残高	14,012,144,895	213,396,935	(繰越利益剰余金) 0

(人権・男女共同参画課)

議案第 87 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員 21 名のうち、佐山和江氏が令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 略

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

佐 山 和 江 氏 の 略 歴

住 所 栃木市倭町11番6号

生年月日 昭和29年6月3日

主 な 経 歴

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 88 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員 21 名のうち、臼井春江氏が令和 6 年 1 月 31 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

議案第 87 号と同じ

白井春江氏の略歴

住 所 栃木市尻内町665番地4

生年月日 昭和32年2月9日

主な経歴

[マスキングされた文書]

[マスキングされた文書]

[マスキングされた文書]

[マスキングされた文書]

[マスキングされた文書]

[マスキングされた文書]

[マスキングされた文書]

[マスキングされた文書]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第89号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、大阿久功子氏が令和6年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

議案第87号と同じ

大阿久功子氏の略歴

住 所 栃木市西方町金井292番地2

生年月日 昭和31年3月29日

主な経歴

[マスキングされたテキスト]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 90 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員 21 名のうち、石塚和子氏が令和 6 年 1 月 31 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参考条文]

議案第 87 号と同じ

石塚和子氏の略歴

住所 栃木市大平町西水代1643番地3

生年月日 昭和34年12月7日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

